

大泉JCTでシールドマシン2台再稼働！ 7/13公表、16日から掘進の暴挙に抗議！

住民無視！

再発防止策なしの掘進再開に抗議



保全措置を名目に約140m掘進

2021年7月13日、NEXCO東日本及びNEXCO中日本は突然、「東京外かく環状道路 大泉本線(北行)・大泉JCT Fランプシールドトンネル保全措置実施のお知らせ」を東京外環プロジェクトのHPに公表し、15日から掘進を開始しました。

大泉JCT事業地内で停止している本線及びFランプの2台のシールドマシンを、それぞれ3.5ヶ月で135m、5ヶ月で145m掘進させる予定です。2本のトンネルを合体させるため周辺地盤をセメントで地盤改良していた、その区間の外まで掘進するというものです。



住民無視、なし崩しの再開に断固抗議

外環ネット他13団体は14日、三事業者、NEXCO東日本 東京外環工事事務所(練馬区)、NEXCO中日本 東京工事事務所(目黒区)、国土交通省 東京外かく環状国道事務所(世田谷区)を訪問し、「東京外環道路 外環大泉本線(北行)・大泉JCT Fランプシールドマシン再稼働に対する抗議声明」を読み上げて手渡し、住民説明会もなく、安全確保が不十分なままのシールドマシン再稼働に断固抗議し、掘進再開の中止を求めました。

7月20日第8回審尋 工事差止仮処分決定を迫る

外環シールド工事の差し止めを求めて昨年5月に申請をしてから1年以上が経過しました。

第8回審尋において、事業者側は、調布陥没事故をふまえた再発防止対策の具体的内容を未だに出せず、いつ出るかも答えられない。具体的な再発防止対策が3月19日報告書の再発防止策(科学的根拠ない)の内容を超えるものはないとの対応でした。住民側は、大泉JCTで保全措置のために掘進再開を始めたことをあげ、裁判所に工事差止仮処分の「決定」を強く迫りました。

裁判所も、4か月経っても再発防止策作成の日程さえも出せず、その状況を答えられない事業者側に対し、次回第9回審尋9月21日(火)の前までに具体的な再発防止策(少なくともその日程)を出すように求め、日程さえも出さないならそれも一つの事実として進行を考えると強く言い渡しました。

傍聴に来てください 傍聴は抽選14:40

第12回口頭弁論 9月6日(月) 15時

東京地裁103号法廷 地下鉄「霞ヶ関」駅A1出口
終了後 16時～ 報告集会

会場: 衆院第Ⅱ議員会館第1会議室(予定)



BS-TBS「噂の東京マガジン」7月18日(日)の「噂の現場コーナー」で、「外環青梅街道インターチェンジ計画」が取材放映されました。

傍聴に来てください (傍聴は先着順)

青梅街道インター取消訴訟

第27回口頭弁論 9月15日(水) 15:30

東京地裁103号法廷 地下鉄「霞ヶ関」駅A1出口

住宅の真下にトンネルいらない！

外環道訴訟第11回口頭弁論(2021年6月2日)のご報告

弁護団 武内更一

2021年3月31日に外環道の都市計画事業施行期間が満了するのに対し、原告団は、2020年12月25日、事業施行期間変更(延伸)差止訴訟を提起しましたが、国交大臣と東京都知事は、2021年3月29日、事業の施行期間を10年伸ばす変更承認認可を強行しました。

それに対し、原告団は、5月17日、「差止請求」を「取消請求」に変更する「訴え変更申立書」を提出し、6月2日の法廷で、原告代理人から口頭陳述を行いました。10.18調布陥没事故を起こし、シールドマシンは全機停止し、再発防止対策も明らかでない



調布陥没事故は、新横浜トンネル事故から予見されたと、図を示しながら説明する武内弁護士

状況で、工事の続行を認める事業承認認可をしたことは違法であるとして国と都を糾弾しました。

原告準備書面(29)で、「事業変更承認認可申請書に、工事費約3000億円増加の青梅街道ICの「資金計画書」が無く、10年延伸に根拠がなく、都市計画法60条、61条違反であること」を主張。

原告準備書面(30)では、大深度法制定前の2008年の「大深度地下利用調査会」の答申書で、調布事故の原因となった掘削土の取り込み過ぎの危険性が指摘されており、2020年6月の新横浜陥没事故の発生もあって、予見されていたものであり、調布の事故について事業者に重大な過失が認められることを論証しました。

ほか下記3通の準備書面を提出し、国の書面に反論しました。

原告準備書面(26)「環境アセスの大気汚染予測調査地の恣意性」(空気清浄な公園を選定)

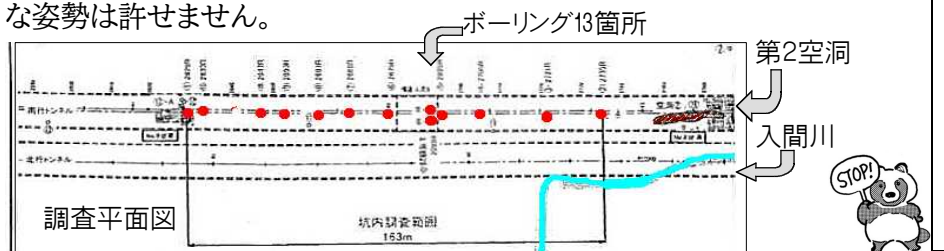
原告準備書面(27)「事前の大深度地下のボーリング調査の杜撰さ」(922m四方に1本)

原告準備書面(28)「酸欠気泡、陥没・地盤破壊、事業費増加と承認認可の違法性」

次回第12回口頭弁論；9月6日(月)15時103号法廷

調布陥没事故、地盤補修 トンネルの中からこっそり ボーリング調査・薬液注入工事

事業者は陥没地域の地盤補修のためのゆるみ確認の「トンネル坑内からの調査工」を4月から5月に行うとの施工通知書を調布市に3月31日に提出していることが、住民の情報公開請求ではじめて明らかになりました。このことは、4月2日から7日の住民説明会では説明されませんでした。この間、陥没被害地域住民は、低周波音に悩まされ続け、また、地表面に隆起や亀裂が進むなど異変が生じていました。大深度の認可された区域以外での工事を地権者の同意なしに無断で行うことは所有権侵害です。また、直上の地権者には確認をしたようですが、周辺に影響を与える可能性があるのですから、地域住民に広く周知すべきです。陥没事故を起こしてもまだ住民に説明責任も果たそうとしない事業者の不誠実な姿勢は許せません。



速報:リニア田園調布工事差止提訴

リニア新幹線の大深度地下ルート直上の田園調布の住民ら24名は7月19日、工事差止の民事訴訟を東京地裁に起こしました。JR東海は「単なる抽象的危惧感に過ぎない」というが、調布の陥没事故により危険が現実のものになりました。生命、身体が危険に曝され平穏に生きる権利や財産権が侵害されていると記者会見で訴えました。



出版! 「道路の現在と未来
道路全国連四十五年史」
道路住民運動全国連絡会 編著
緑風出版 2,860円(税込)

道路全国連の45年の闘いの代表例など事例別に総括し、専門家や研究者の分析・提言などを踏まえ、道路の現在と未来を切り拓く試みである。

「東京外環道訴訟を支える会」
<http://nongaikan.sblo.jp/>
ゆうちょ銀行〇一九店当座0392387
郵便振替口座00150-0-392387
年会費1000円 カンパ歓迎
問合せ:nongaikan2017@gaikan.net

